

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 2 項、同条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

2024 年 9 月 1 日

愛知県刈谷市朝日町 2 丁目 1 番地

株式会社アイシン

取締役社長 吉田 守孝

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

大崎ガーデンタワー

株式会社 LIXIL

取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸 欣哉

株式会社アイシン（本店所在地：愛知県刈谷市朝日町 2 丁目 1 番地。以下「アイシン」又は「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社 LIXIL（本店所在地：東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号 大崎ガーデンタワー。以下「LIXIL」又は「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024 年 5 月 27 日付で吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2024 年 9 月 1 日を効力発生日として、アイシンの日本国内における LIXIL 向けのシャワートイレ事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務の一部を LIXIL に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 2 項、同条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日
2024 年 9 月 1 日
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当する

ため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

アイシンは新株予約権を発行していませんでしたので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

アイシンは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 6 月 21 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、かつ、同条第 3 項に規定する通知をした株主はいなかったため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

LIXIL は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 6 月 21 日より株主に対して電子公告による公告を行いました。本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、かつ、同条第 3 項に規定する通知をした株主はいなかったため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、株主に株式買取請求権はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

LIXIL は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 6 月 21 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

LIXIL は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 9 月 1 日をもって、アイシンから、アイシンが本件事業に関して有する権利義務の一部を本吸収分割契約に基づき承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 9 月 14 日までに会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上